

## 第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文) 宿泊等業務に関する協定書(案)

第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)(以下、「大会」という。)の宿泊等の業務に関して、第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下、「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大会に参加する生徒、引率教員、大会役員、その他参加者等(以下、「大会参加者等」という。)の宿舎確保、バス等輸送、弁当手配及びその他の業務を円滑に実施することを目的とする。

### (業務内容)

第2条 乙が行う業務内容は、別紙「第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)宿泊等業務に係る業務仕様書」のとおりとする。

2 乙は、前項の業務を遂行するため、第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)宿泊等サポートセンター(以下、「宿泊等サポートセンター」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協定期間)

第3条 業務の協定期間は、この協定を締結した日から、業務が完了した旨を甲が乙に通知した日までとする。

### (乙の責務)※JVの場合

第4条 この協定に定める乙の責務は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇社が連帯して負い、幹事会社である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が連絡調整を行うものとする。

### (経費の負担)

第5条 乙は、業務を遂行するために必要な経費を負担する。

### (報告)

第6条 乙は、甲の求めに応じて、業務の遂行状況を速やかに報告しなければならない。

### (大会の中止)

第7条 大会が、天災その他やむを得ない事情により中止となった場合、この協定から生じる乙の権利は消滅する。ただし、大会の中止前に乙が果たすべきであった業務については、完了しなければならない。

2 乙は甲に対し、大会中止に伴い生じた損失の補償を請求することはできない。

### (協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 期間内にこの協定を履行しない場合又は履行の見込みがないと甲が認めたとき
- (2) この協定に定める業務の履行について、不正の行為があったとき
- (3) その他この協定に違反したとき

### (損害賠償)

第9条 乙は、自己の責任に帰すべき事由により、業務の遂行に際して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 業務の実施に当たり、乙に生じた損害は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。  
この協定終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 11 条 乙は、本業務の遂行のため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(譲渡の禁止)

第 12 条 乙は、この協定から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。  
ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を○通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号  
第 47 回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会  
会 長 東 條 広 光

乙 (共同企業体代表)

○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○ ○ ○ ○

(共同企業体構成員)

○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○ ○ ○ ○

○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○ ○ ○ ○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。